

令和4年度 天塩・幌延地区調査捕獲事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）委託業務 企画提案説明書（案）

1 委託業務名

令和4年度 天塩・幌延地区調査捕獲事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）委託業務

2 業務の目的

エゾシカ対策については、各市町村が協議会を組んで実施する鳥獣被害防止総合対策交付金事業によって、捕獲対策等が実施されているところであるが、地域における捕獲は銃猟による捕獲が中心で、国有林等で設定する銃猟立入禁止区域などにおいては、なかなか捕獲が進まない状況にある。そこで、天塩町と幌延町にまたがる天塩・幌延地区におけるエゾシカの広域的な捕獲を推進し、地域における被害防止対策の一助とし、生息状況調査に基づく効果的かつ効率的な「わな」による捕獲を行うため、試験的な捕獲を実施しながら、わなの設置方法や誘因などの技術検証を行い、本格捕獲事業につながる捕獲方法を導き出すことを目的とする。

3 業務の内容

（1）地区における効果的、効率的なわなによる捕獲方法の検証と設定

生息状況調査などから、わなによるエゾシカの捕獲場所を設定し、調査捕獲を実施しながら、より多くのエゾシカが捕獲できる最適な実施方法を導き出し、エゾシカの行動を把握しつつ、省力化や経済的な効果などを図る方法を検証するとともに、本格捕獲事業につながる流れを作る。

（留意事項）

- 調査捕獲の実施場所は留萌北部森林管理署管内国有林とし（別添図面）、企画提案内容を踏まえ、北海道・受託者協議の上、決定する。
なお、捕獲の効率化の検証に必要で十分な提案内容であれば、調査捕獲箇所が複数箇所となることは問わないこととし、実施場所の調整は、受託者と北海道が連携して行う。
- 調査捕獲の実施期間は令和4年（2022年）12月から令和5年（2023年）3月までの期間のうち45日間程度とする。
- わなは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）で認められる法定猟具として認められているものを使用すること。
- 調査捕獲による概ね45日間に、20頭を目途とするエゾシカをわなで捕獲できる実施方法とすること。
- 調査捕獲事業で実施した方法（器具、用具、誘因技術等）については、道内の捕獲効率化向上を目指すため普及することを目的として、原則公表の対象とするものとする。
なお、特許等に関する特殊技術と認められる場合は、公表の対象とするかは、道と受託者が協議して決めるものとする。
- 調査捕獲に必要な資材は受託者で用意することとし、機器の運用に掛かる経費（通信料を含む。）は受託者で負担すること。
- 調査捕獲事業で実施した内容については、エゾシカの捕獲実績に加え、最初にわなを設置した方法（創意工夫した点や考え方）から、期間中に変更した点などについても、写真データ等により成果品において説明すること。
- 捕獲したエゾシカの個体は、有効活用施設での利用または、処分施設等での廃棄処分によ

り適切に処理することとし、現地埋設は行ってはならないものとする。

- ・ 調査捕獲事業により設置したわなについては、次に示す本格捕獲事業において使用するため、わなの撤去については、本格捕獲事業の終了後とし、ここに併せた事業終了期間とすること。
- ・ 事業の終了となるわな撤去までの主要な調査捕獲に係る経費については、本格捕獲事業の開始に合わせ、部分払いができるものとする。

(2) 本格捕獲事業等への引き継ぎ

調査捕獲事業で得た検証結果を踏まえ、随意契約で実施する本格捕獲事業による捕獲や捕獲個体の運搬処分に係る事業に円滑に移行できるよう準備することとし、この際別に定める実施要領により、進めるものとする。

なお、企画提案段階においては記載予定の項目等の構成を提案するものとする。

(留意事項)

本格捕獲事業の実施においては、運搬処分に係る事業を分けて実施する場合もあるため、予めこの場合の円滑な事業の流れについて、調整を図るものとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

5 実績報告

受託者は委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書(道指定様式)及び成果品(検証・分析結果報告書、PR資料)(紙媒体(A4判)1部及び電子媒体(DVD-R等)1部)を北海道に提出すること。

6 予算上限額

450万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 北海道内に本社若しくは事業所等(本業務を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人又は特定非営利活動推進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)

- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、この公募型プロポーザル方式に参加する者でないこと。
- コ 過去3年間において、国（公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）からエゾシカの捕獲業務又は生息状況等調査を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。
- サ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条の2第7項の規定に準じた認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること（認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者は、別表による。）。

8 手続等

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、別紙1「参加表明書」に関係書類を添えて、公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織に提出しなければならない。

なお、当該組織において参加する者に必要な資格の有無についての審査を行ったときは、審査結果を通知するとともに、資格を有する者に対しては企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和4年（2022年）11月4日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

(4)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、一般書留、簡易書留のいずれか）により1部提出。

(2) 企画提案説明書等の交付

ア 交付期間

令和4年（2022年）10月18日（火）から令和4年（2022年）11月18日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(4)の場所で交付する。

なお、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課のホームページでダウンロードすることができる。

(3) 企画提案書の作成方法及び提出

ア 作成方法

別紙2「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成すること。

イ 提出期限

令和4年（2022年）11月18日（金）午後5時（必着）

ウ 提出場所

(4)に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、一般書留、簡易書留のいずれか）により7部提出。

※ うち1部には表紙及び各ページに企画提案書の名称を記載し、残り6部には企画提案者の名称等を記載しないこと。

(4) 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(手続及び企画提案に関する問合せ並びに参加表明書及び企画提案書の提出先)

ア 名称

北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

イ 所在地

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番地2

ウ 連絡先

電話番号：0164-42-8436 FAX：0164-42-1650

(5) その他

現地の状況については、留萌振興局において、予め生息状況に関する調査結果や地区内のわな設置可能位置などの情報について、閲覧できるものとする。

9 最良の提案をした者の選定方法

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において企画提案者からヒアリングを行うとともに、企画提案書の内容を次項10に記載の審査基準に基づき審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

ヒアリングの日時及び場所は別途通知することとし、企画提案者が5者を超える場合は書類審査による第1次審査を行い、評価が上位の企画提案書を提出した5者に限ってヒアリングを行うこととする。

なお、企画提案者が1者の場合においても審査を実施するが、審査の結果、最良と判断される提案がない場合は、特定者を選定しないことがある。

10 プロポーザル審査基準

次の事項を審査会において審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 過去の業務実績等から、業務を遂行する上で必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 業務目的を十分に理解し、効果的な業務の遂行が期待できる全体スケジュール及び妥当な経理積算となっているか。

(2) 企画提案内容

ア 天塩・幌延地区におけるわなによる効果的・効率的なエゾシカの捕獲の検証方法等

(ア) 調査捕獲の実施場所の選定方法の考え方は、機器の能力や同地区の環境への適用などを踏まえた適切な内容であるか。

(イ) 調査捕獲の内容は、現地の地況やエゾシカの行動を踏まえた方法で、効率的な捕獲が期待できる内容となっているか。

- (ウ) 捕獲個体処分について地域の実情に合った内容となっているか。
- (エ) 調査捕獲における20頭分の捕獲目標達成についての、考え方、創意工夫がある適切な内容となっているか。

イ 本格調査事業等への移行について

当事業の目的である本格捕獲事業等の実施に向けた移行に向けた方法や考え方は適切であるか。

(3) その他

業務目的を理解し、その目的に沿った創意工夫や独自性、先見性等がみられるか。

11 委託契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の調整

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

原則として、審査会で選定された特定者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

受託者は、委託者である北海道が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。

(4) 前金払

受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払の請求をすることができる。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 著作権及び知的財産等の取扱い

本業務により生じた著作権その他の権利は北海道に帰属するものとする。

また、成果品及びその構成素材に含まれる第三者の権利（著作権、二次的著作物の創作及び利用権。）に関する交渉及び処理は受託者が行うこととし、その費用は委託料に含むこと。

(7) 個人情報の保護

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）を遵守すること。

12 その他

(1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 企画提案に掛かる経費は、企画提案を行う者の負担とする。

(3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(4) 電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

- (6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (8) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲内において、複製することがある。
- (9) 審査会に参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。
- (10) 企画提案書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その他業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格とすることがある。
- (11) 審査の結果は、特定者名を記載の上、書面により通知するものとする。
- (12) 特定者名及び全ての提案者の評価得点については、公表するものとする。
- (13) 公正性、透明性、客観性を期すため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

別表 法第 14 条の 2 第 7 項の規定による認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者

区 分	要 件
その他環境省令で定める者 (法施行規則第 13 条の 6 の規定で定める者)	次の (1) から (4) までのすべてを満たす者であること※1。
	(1) 法施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 1 号の規定に準じた安全管理規程を有すること。
	(2) 捕獲従事者が狩猟免許を有し、かつ、法施行規則第 19 条の 8 第 4 号の規定に準じた損害保険契約の被保険者であること。
	(3) 4 名以上の捕獲従事者を有すること※2。
	(4) 過去 3 年間に於いて、国（公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）からエゾシカの捕獲業務又は生息状況等調査を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。

※1 コンソーシアムにあっては (3) の捕獲従事者数及び (4) の実績について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。

※2 ただし、わなにかかったエゾシカを確実に捕獲するために装薬銃を使用する場合には、装薬銃を使用する捕獲従事者を 2 名以上有すること。